

杉並区会計年度任用職員（短時間）【児童指導】追加募集案内

令和7年6月5日
杉 並 区

- ◆ 区立学童クラブで働く会計年度任用職員（短時間）を追加募集します。
- ◆ 学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の小学生を対象とした、放課後の生活の場です。

- ※ 会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤の職員（公務員）です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として、会計年度単位で任用されます。
- ※ なお、本募集の会計年度任用職員（短時間）は、平成31年度まで募集していたパートタイマーの職に当たります。（令和2年度から「パートタイマー」という非常勤職員の募集はありません。）



1 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員（短時間）	児童指導	1日6時間・ 1週5日	25名程度	下記参照

(2) 勤務場所

- 杉並区内の学童クラブ（児童館内設置24か所・単独設置3か所のいずれかの区立学童クラブ）
 - ※ 子ども家庭部児童青少年課の所属となり、児童青少年課が所管する施設へ配属になります。
 - ※ 具体的な配属先は、採用後に居住地や通勤経路等を考慮して決定します。配属先の指定はできません。また、配属後、年度途中も含め、異動する場合があります。

(3) 仕事内容

- 区立学童クラブでの育成業務（児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業の補助員の業務）
 - ✳ 児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、区立学童クラブの運営スタッフの一員として、常勤職員を補助し学童クラブの日常業務や児童指導の仕事に従事します。
 - ✳ 学童クラブ在籍児童への対応（安全を守りながらの遊びの支援、トラブルの対応など）のほか、おやつ準備・片づけ、掃除等の雑用があります。また、児童館の日常業務の補助も含まれます。（児童館の一般利用は、小学生のほか乳幼児親子や中・高校生の利用もあります。）
 - ✳ 心身の障害等がある児童の個々の状況に応じた安全への配慮や遊びの支援、日常生活の介助等があります。
 - ✳ 事務仕事ではなく、体を動かしての仕事が中心になります。

(4) 任用期間

- 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで ※応募日より、8月1日からの任用になる場合あり
 - ※ 採用後1か月間は、条件付採用期間（試用期間）になります。この試用期間中に、公務員としての能力や適性がないと判断された場合、採用が取り消されることがあります。
 - ※ 更新制度（公募によらない再度の任用）があります。再度の任用は、勤務実績等による能力実証を行い、良好な勤務成績の場合は年度単位で最長5回まで可能です。

(5) 応募資格

- 次の[1]又は[2]のいずれかに該当する方（ただし、18歳未満の児童は応募不可）

[1] 次の資格要件のいずれかに該当する方（有資格者）

- 【資格要件】 ・ 保育士、教諭又は社会福祉士の資格を有する方
- ・ 大学関連学部（心理・教育・社会・福祉・児童）の卒業者

[2] 実務経験（児童館、学童クラブ、保育園など児童福祉施設等での実務経験や子育て経験）がある方（無資格者）※無資格者は報酬額が異なります。

- ※ ただし、次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

- ※ また、杉並区他部署の会計年度任用職員に任用される方は、応募できません。

2 勤務条件等

(1) 報酬・手当

- 報酬は、時給制です。
時給 **1,741 円**（有資格者）（令和7年4月1日現在の額）
（無資格者は時給 1,669 円）
 - ※ 地域手当に相当する報酬を含みます。
 - ※ 1 か月の勤務実績（勤務時間数、勤務日数等）により計算した総額を、翌月 15 日（土日・休日の場合は直前の平日）に支給します。
 - ※ 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- **通勤手当（通勤費）**を支給します。（上限 1 か月 55,000 円まで）
 - ※ 通勤距離が 2 km 以上であること等の支給の要件があります。
- **期末手当（ボーナス）**を支給します。
 - ※ 勤務実績等の支給の要件があります。
- 再度の任用された場合、**昇給**（経験加算）があります。（上限あり）
- 住居手当や扶養手当、退職手当はありません。
- 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

(2) 勤務日・勤務時間

- 勤務日 **週 5 日（週 30 時間）勤務**で、原則として月曜日から金曜日までの勤務
 - ※ 他の曜日に替えて土曜日勤務の場合があります。
 - ※ 勤務日は、あらかじめ指定します。
 - ※ 原則として、日曜日・休日・年末年始は休務日となります。
- 勤務時間 **1 日 6 時間勤務（実働）**
 - ※ 勤務の開始時間、終了時間は、勤務シフトにより異なります。

(3) 勤務シフト

- 次の勤務シフトによる**ローテーション勤務**となります。
 - A勤務：午前 10 時 15 分～午後 5 時 15 分（勤務時間の間に 1 時間の休憩時間あり）
 - B勤務：午前 11 時 15 分～午後 6 時 15 分（勤務時間の間に 1 時間の休憩時間あり）
 - C勤務：午後 1 時 15 分～午後 7 時 15 分（休憩時間なし）
- ※ **勤務シフトは、固定ではありません。勤務日により異なります。**
- ※ 小学校の夏休み期間等は、午前 8 時～午後 7 時 15 分の間で、別に指定する時間の勤務シフトを依頼する場合があります。

(4) 休暇

- **年次有給休暇は、年 10 日付与**されます。
- その他に、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等の休暇制度（有給・無給）があります。

(5) 社会保険・福利厚生

- **社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入**します。
- 定期健康診断（年 1 回）があります。
- 労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- 杉並区職員互助会に加入することができます。（任意）
- その他、研修等があります。

(6) 服務・人事評価等

- 会計年度任用職員は、地方公務員法の適用を受ける職員（地方公務員）として、常勤職員と同様に、**服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限**が適用されるとともに、**人事評価、分限処分、懲戒処分**の対象となります。

- 杉並区の職務に支障のない範囲で、他の仕事（営利企業を含む）との兼業・兼職が可能です。

【参考】用語の解説

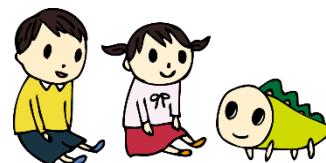
サービスの宣誓	任用に当たり、「国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること」を宣誓すること。
法令及び上司の職務上の命令に従う義務	その職務を遂行するに当たっては、法令、条例および規則に従い、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないこと。
信用失墜行為の禁止	その職の信用を傷つけるような行為をしてはならないこと。
守秘義務	区長の許可をうけた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 ※ 守秘義務は、退職後も課されます。また、守秘義務に違反したときには厳しい罰則が科せられます。
職務専念義務	その職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこと。
政治的行為の制限	全体の奉仕者という性格から、地方公務員法の規定により政治的な行為については一定の制限が課せられること。 【制限の例示】 ・ 政党その他の政治的団体の結成に関与したり、それらの団体の役員になること。また、それらの団体の構成員となるように勧誘運動すること。 ・ 杉並区の区域の選挙で、特定の政党や候補者に投票をするよう（しないよう）に勧誘運動をしたり、署名運動を企画したり、寄附金その他の金品の募集に関与したりすること。 ・ 特定の政党や候補者を支持する（支持しない）ポスターや文書を施設に掲示したり、掲示させたりすること。
人事評価	能力、実績に基づく人事管理の観点から人事評価を実施すること。
分限処分	職務遂行上著しい障害があった場合に、解雇などの処分がなされること。
懲戒処分	公金横領など職務上の違反行為や非行行為などがあった場合に、解雇などの処分がなされること。

3 申込方法（応募方法）

所定の応募書類（採用選考申込書）に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申込期限（応募締切）	郵送先及び申込場所
郵送 又は 持参	令和7年6月27日まで（必着） （持参の場合は、土曜・日曜・祝日・月曜を除く午前9時から午後5時まで）	〒167-0051 杉並区荻窪 1-56-3 児童青少年センター（ゆう杉並）内 児童青少年課管理係 非常勤職員採用担当

- ※ 所定の応募書類（採用選考申込書）は、児童館、児童青少年センター（ゆう杉並）、子ども・子育てプラザで配付しています。（杉並区公式ホームページからダウンロードすることもできます。この場合はプリンターでA4サイズの白紙に印刷して使用してください。）
- ※ 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（短時間）【児童指導】採用選考申込書在中」と赤字で明記してください。なお、郵便事故等（遅配、未到達等）については責任を負いません。
- ※ 応募書類は、採用・不採用の別に係わらず返却いたしません。（収集した個人情報保護条例に基づき適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。）



4 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

方 法	書類選考	所定の応募書類（採用選考申込書）により書類選考を行います。 ※ 応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
合格発表	合格に関わらず、応募書類受付後、3日程度を目安に結果通知を発送します。 ※ 電話等での選考結果の問い合わせはご遠慮ください。	

(2) 第二次選考（面接）

方 法	個別面接	学童クラブに勤務する職員（会計年度任用職員）として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
選考日及び 選考会場	随時 ※ 詳細は、第一次選考合格通知書でお知らせします。	
合格発表	合否に関わらず、第二次選考（面接）後、結果通知を発送します。 ※ 電話等での選考結果の問い合わせはご遠慮ください。	

(3) 採用説明会（採用手続き）

実施日	随時 ※ 会場及び日時、必要書類（提出書類等）は、内定通知書でお知らせいたします。
-----	--

5 問い合わせ先

杉並区子ども家庭部児童青少年課管理係（非常勤職員採用担当）

〒167-0051

杉並区荻窪 1-56-3 児童青少年センター（ゆう杉並）内

電話 03-3393-4760 F A X 03-3393-4714

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

【参考】勤務場所（区立学童クラブ）一覧

区分	学童クラブ名	所在地
児童館内 設置	天沼学童クラブ	天沼 1-6-25 天沼児童館内
	上高井戸学童クラブ	高井戸東 1-18-5 上高井戸児童館内
	宮前学童クラブ	宮前 4-15-13 宮前児童館内
	荻窪学童クラブ	荻窪 2-40-2 荻窪児童館内
	桃井学童クラブ	桃井 2-10-9 桃井児童館内
	高円寺東学童クラブ	高円寺南 1-7-22 高円寺東児童館内
	本天沼学童クラブ	本天沼 3-34-35 本天沼児童館内
	堀ノ内東学童クラブ	堀ノ内 3-49-19-101 堀ノ内東児童館内
	阿佐谷学童クラブ	阿佐谷北 1-6-14 阿佐谷児童館内
	宮前北学童クラブ	宮前 3-29-6 宮前北児童館内
	上荻学童クラブ	上荻 1-20-13 上荻児童館内
	井草学童クラブ	井草 2-15-15 井草児童館内
	松ノ木学童クラブ	松ノ木 2-33-6 松ノ木児童館内
	松庵学童クラブ	松庵 2-23-34 松庵児童館内
	高円寺南学童クラブ	高円寺南 3-24-15 高円寺南児童館内
	今川学童クラブ	今川 3-3-18 今川児童館内
	上井草学童クラブ	上井草 3-6-24 上井草児童館内
	善福寺北学童クラブ	善福寺 3-13-10 善福寺北児童館内
	四宮森学童クラブ	上井草 2-41-11 四宮森児童館内
	和田中央学童クラブ	和田 1-38-18 和田中央児童館内
	西荻南学童クラブ	西荻南 3-5-23 西荻南児童館内
	方南学童クラブ	方南 1-51-7 方南児童館内
	馬橋学童クラブ	高円寺北 4-2-17 馬橋児童館内
	高井戸学童クラブ（R7.4 開設）	高井戸西 2-5-10 高井戸児童館内
単独設置	堀ノ内南学童クラブ	堀ノ内 1-9-26
	上高井戸第二学童クラブ	高井戸東 1-12-1 高井戸東小学校内
	松ノ木第二学童クラブ（R7.4 開設）	松ノ木 3-3-4